

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(公財) 長崎県暴力追放運動推進センター			定款等に定める事業内容						
所管課名	警察本部 刑事部組織犯罪対策課			○暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動 ○暴力団員による不当な行為の防止に関する個人、法人その他の団体の活動を助ける活動 ○暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談対応 ○少年に対する暴力団の影響を排除するための活動 ○暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動 ○暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏及び業務の遂行の平穏が害されることの防止活動 ○事業所の責任者に対する不当要求防止責任者講習の実施 ○不当要求情報管理機関の業務を助ける活動 ○暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援 ○少年指導委員に対する研修の実施 ○これらの事業を行うために必要な調査研究及び情報収集等の実施 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3、定款第4条)						
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	555,278	72.8							
	県内市町	155,000	20.3							
	その他	52,860	6.9							
合計	763,138	100.0								
役員等数 (名) ※R5.3.31現在		合計	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	その他			
	常勤	1				1				
	非常勤	9						9		
	計	10	0	0	0	1	9			
職員数 (名) ※R5.3.31現在	合計	正規職員	うち県OB	派遣県職員	兼務県職員	非正規職員	うち県OB	その他		
	2	2	1							
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高					
	4,999		4,193							
今後の関与の方針	○印を記入 ○ 現状維持 拡充 縮小 関与廃止									
	その理由	暴力団総合対策は、暴力団犯罪の取締りの徹底、暴力団対策法の効果的な運用及び暴力団排除活動の推進を柱として推進しているが、特に暴力団排除活動については、「社会」対「暴力団」という構図で警察・自治体・企業・県民などが官民一体となった活動を強力に推進する必要がある。 同法人は、暴力団の脅威を排除し、安全で安心な県民生活を確保するための効果的な事業として、暴力相談事業、不当要求防止責任者講習事業、広報啓発活動等を推進しており、なおかつ専門的知識を有する職員を配置する団体であることから、暴力団の凶悪化、不透明化及び資金獲得活動の多様化が進む厳しい暴力団情勢の中では、民間による暴力団排除活動の牽引役としての存在価値はますます高まっており、その公共性は高く、今後も財政的支援を継続していく必要がある。								